

佐賀県規則第24号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、<u>上半身</u>、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>(受験の申込み)</p> <p>第13条 二級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 写真（申請前6月以内に、脱帽し正面から上半身を写したもので、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第1条関係）</p>			<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>(受験の申込み)</p> <p>第13条 二級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 写真（申請前6月以内に、脱帽し正面を写したもので、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第1条関係）</p>		
略	略	免許証用写真貼付欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 <u>上半身</u> 、無	略	略	免許証用写真貼付欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦

改正前			改正後		
		背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 2 略			4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 2 略
略			略		
様式第4号（第4条関係）			様式第4号（第4条関係）		
略			略		
略			略		
摘要	略	免許証用写真貼付欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 <u>上半身</u> 、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 2 略	摘要	略	免許証用写真貼付欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 2 略
様式第5号（第5条関係）			様式第5号（第5条関係）		
略			略		
略			略		
	略	免許証用写真貼付欄 1 申請前6月以内		略	免許証用写真貼付欄 1 申請前6月以内

改正前			改正後		
摘要		<p>に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。</p> <p>2 略</p>	摘要		<p>に撮影した無帽、正面、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の建築士法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。